

議案第 8 1 号

工事請負契約の変更について

令和 8 年 1 月 2 2 日議会の議決を得た「工事請負契約の締結（南谷公園大橋橋梁補修工事（1 工区）」の一部を変更したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び湯梨浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年条例第 5 6 号）第 2 条の規定により本議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 2 3 日提出

湯梨浜町長 宮脇 正道

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 南谷公園大橋橋梁補修工事（1 工区） |
| 2 | 契約の金額 | 変更前 金 7 8, 6 7 2, 0 0 0 円
変更後 金 7 8, 7 2 0, 4 0 0 円 |
| 3 | 契約の相手方 | 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久見 1 7 8 番地 2
有限会社 前嶋組
代表取締役 前嶋 辰雄 |



建設工事請負変更仮契約書

1 工事名 南谷公園大橋橋梁補修工事（1工区）

2 工事場所 東伯郡湯梨浜町大字光吉地内

3 工期 着工 令和8年1月23日
完成 令和8年9月30日

4 元請負代金に対する増額 金48,400円

うち取引に係る消費税額 金4,400円

「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定により算出したもので、元請負代金に対する増額に10/110を乗じて得た額である。

5 請負代金変更増額に対する契約保証金 なし

6 その他 (1) 別冊設計図書のとおり
(2) その他原契約書のとおり

令和8年1月22日に契約を締結した建設工事請負契約について、上記のとおり建設工事請負変更仮契約を締結する。

なお、この契約は、湯梨浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条による議会の議決を得た後、乙に対して、その旨を通知した日をもって、本文を本契約に切り替えるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年6月11日

発注者 住 所 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1
湯梨浜町
氏 名 湯梨浜町長 宮脇正道



請負者 住 所 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久見178番地2
商号又は名称 有限会社 前嶋組
代表者氏名 代表取締役 前嶋辰雄

